

長浜バイオ大学大学院学則

第1章 総 則

- 第1条** 本大学院は、設置趣旨および教育目的に則り、専門分野における基礎および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、ならびに高度で専門的力量を有する人材養成を目的とする。
- 2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとりながら教育研究の改善に努める。
 - 3 本大学院は、教育研究活動の状況について、第三者評価を一定期間毎に受ける。なお、その実施については、別に定める。
 - 4 第4条に定める研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科ごとに別に定める。
- 第2条** 本大学院に博士課程をおく。
- 2 博士課程は、標準修業年限2年の前期課程と標準修業年限3年の後期課程に区分する課程とする。
 - 3 博士課程の前期課程を、修士課程として取り扱う。
- 第3条** 博士課程前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 2 博士課程後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条** 本大学院に次の研究科および専攻をおく。

研究科名	博士課程前期課程	博士課程後期課程
バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻	バイオサイエンス専攻

- 第5条** 本大学院の収容定員は、次の通りとする。

研究科名	入学定員	収容定員	
バイオサイエンス研究科	博士課程前期課程	36	72
	博士課程後期課程	5	15

- 第6条** 本大学院博士課程前期課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する資格を有し、かつ、本大学院所定の入学試験に合格した者とする。なお、可否は大学院研究科委員会において判定する。
- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 外国において日本の学校教育における16年の課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣に指定された者
 - (4) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科が認めた者
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者
 - (6) 研究科において前各号の者と同等以上の学力があると認めた者
- 第7条** 本大学院博士課程後期課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する資格を有し、かつ、本大学院所定の入学試験に合格した者とする。なお、可否は大学院研究科委員会において判定する。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者
 - (3) 専門職学位を有する者
 - (4) 文部科学大臣に指定された者
 - (5) 研究科において、個別の入学資格審査を行い、修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
 - (6) 研究科において前各号の者と同等以上の学力があると認めた者

- 第8条** 本大学院の教育は、授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」）によって行

うものとする

- 第9条** 本大学院において修士の学位を得るためには、博士課程前期課程に2年以上在学して正規の授業を受け、定められた所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、かつ、その審査および試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、当該博士課程前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 第10条** 本大学院において博士の学位を得るためには、博士課程に5年（博士課程前期課程または修士課程修了における在学期間2年を含む）以上在学して、第3章に定める研究科の履修要件を満たし、博士論文を提出し、かつ、審査および試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程前期課程または修士課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規程にかかわらず、優れた業績により博士課程前期課程または修士課程を在学1年以上で修了した者については、その在学期間に3年を加えたものとする。ただし、優れた研究業績をあげた者の在学期間は、3年（博士課程前期課程または修士課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項および前項の規程にかかわらず学校教育法施行規則第70条の2の規程により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者の在学期間に関しては、3年以上とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 第11条** 前条に定める者のほか、本大学院の博士課程を経ずして博士学位を得ようとする者に対しては、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定した場合に、博士の学位を授与する。
- 第12条** 学位及びその授与については、本学則のほか、学位規程に定める。
- 第13条** 本大学院における在学年数は、博士課程前期課程にあつては4年、博士課程後期課程にあつては6年を超えることができない。
- 第14条** 単位修得の認定は、科目毎の試験により当該大学院授業を担当する専任教員が行うことを原則とする。
- 2 学位論文の審査は、「長浜バイオ大学学位規程」に基づき行うこととする。
- 第15条** 修士の学位は、修士（バイオサイエンス）として授与する。
- 第16条** 博士の学位は、博士（バイオサイエンス）として授与する。
- 第17条** 研究科委員会において修業見込が無いと判断した学生に対し、除籍することができる。
- 第18条** 本章に特別の規程があるもののほか、「学年、学期および休業日」「授業科目の単位の基準」「授業科目に対する課程修了の認定及び学習の評価」「入学・退学・休学・転学」「授業料・入学金・貸給費その他の学費」「厚生保健施設及び寄宿舎」「賞罰」等に関しては、本学学則の規程を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第2章 研究科組織

- 第19条** 本大学院研究科に研究科長をおく。
- 2 研究科長は、大学院の教学に関する事項を統括する。
- 3 研究科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。
- 第20条** 本大学院研究科に研究科長及び大学院授業を担当する専任教員をもって組織する研究科委員会をおく。
- 2 委員長は、研究科長とする。
- 3 その他、研究科委員会に関する事項は、研究科委員会規程に定める。

- 第21条** 研究科委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 学則その他の規程および企画に関する事項
 - (2) 組織および運営に関する事項
 - (3) 教員人事に関する事項
 - (4) 課程に関する事項
 - (5) 学生の身分に関する事項
 - (6) 学位授与、学位論文審査に関する事項
 - (7) その他研究科に関する重要な事項

第3章 教育課程

- 第22条** バイオサイエンス研究科の設置科目および単位数は、別表の通りとする。

- 第23条** 前条の科目および単位は、次の方法により履修しなければならない。
- (1) 博士課程前期課程（修士課程）においては、「長浜バイオ大学大学院バイオサイエンス研究科履修規程」の定めるところに従って 30 単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。なお、他の大学院もしくは外国の大学院において修得した単位は、10 単位を超えない範囲でバイオサイエンス研究科において修得したものとみなすことができる。
 - (2) 博士課程後期課程においては、「長浜バイオ大学大学院バイオサイエンス研究科履修規程」の定めるところに従って10単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。

第4章 学費

- 第24条** 本大学院の学費については、学費等納付規程に定める。
- 2 入学金は、入学年度のみに納入する。ただし、本学卒業生および本大学院博士課程前期課程（修士課程）を修了した者が、引き続き博士課程後期課程へ進学する場合については、別に定める。
 - 3 休学する者の学費ならびに在籍料の取扱いについては、「長浜バイオ大学学費等納付規程」に定める。

第5章 外国人留学生および本大学院学生留学

- 第25条** 本大学院に入学を希望する外国人留学生の入学の許可ならびにその取扱いに関しては、別に定めるところによる。
- 2 本大学院に在籍する学生の外国留学に関しては、別に定めるところによる。

第6章 科目等履修生

- 第26条** 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者があるときは、研究科委員会において選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。
- 2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
 - 3 履修を許可し得る科目については、1年度につき 12 単位以内とする。
 - 4 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。
 - 5 前項に定めるほか、科目等履修生に関する取扱いは、「長浜バイオ大学科目等履修生規程」を準用する。

第7章 研究生

- 第27条** 大学院の修士の学位を得た者および大学院の博士課程後期課程の履修要件を満たした者が志望した場合には、研究科委員会において選考のうえ、研究生として許可することができる。

- 2 研究生で本大学院の特定の科目につき履修しようとする者があるときは、科目等履修生に準じて許可することができる。
- 3 研究生の願書を受理する時期は、前期または後期始めとし、年度を超えて継続するときはその年度始めに改めて願書を提出させるものとする。
- 4 その他、研究生に関する取り扱いは、「長浜バイオ大学研究生規程」を準用する。

第8章 研 修 員

- 第28条** 公共団体その他の機関から本大学院の研究科に修学を委託された場合は、選考のうえ受託し、委託の目的に合致する課程について授業を行う。
- 2 前項の課程およびその単位は、委託者の希望を考慮し、研究科委員会において決定する。
- 第29条** 前条の入学資格は、博士課程前期課程（修士課程）については、大学卒業業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、博士課程後期課程については、修士の学位を有する者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 2 前項に定めるほか、研修員に関する取扱いは、「長浜バイオ大学研修員規程」を準用する。

第9章 特別研究学生

- 第29条の2** 他の大学院に在学する学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、これを特別研究学生として入学を許可することができる。
- 2 特別研究学生の授業料およびその納付については、本学学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、大学間の学生交流協定に基づき研究指導を受けるときは、授業料を徴収しない。
 - 3 特別研究学生に係る検定料および入学金は徴収しない。

第10章 そ の 他

- 第30条** 本学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により行う。

附 則

本学則は、2008年3月5日に改正し、2008年4月1日から施行する。（第1条、第18条、第9章、第29条の2、第10章）

附 則

本学則は、2009年2月27日に改正し、2009年4月1日から施行する。（別表1）ただし、別表1の「時空生命情報学特論」「ゲノム機能解析特論」「細胞生物学特論」「先端ゲノム医療科学特論」は2007年度入学生より専攻科目として適用する。

附 則

本学則は、2011年2月25日に改正し、2011年4月1日から施行する。（別表1）ただし、別表1の「英語プレゼンテーション」は2010年度入学生よりバイオ・ビジネス共通科目として適用する。

附 則

本学則は、2012年3月27日に改正し、2013年4月1日から施行する。（第5条、別表1）

附 則

本学則は、2013年7月30日に改正し、即日施行する。（第6条、第7条）

別表 バイオサイエンス研究科の設置科目および単位数

1 博士課程前期課程（修士課程）

専攻	科目名	単位
バイオサイエンス専攻	先端ゲノミクス特論	2
	機能構造プロテオミクス特論	2
	ケミカルバイオテクノロジー特論	2
	分子バイオ科学技術特論	1
	分子バイオ科学技術特別研究	16
	分子バイオ科学技術特別演習	4
	細胞機能科学特論	2
	個体生物学特論	2
	生体応答システム学特論	2
	統合バイオ科学技術特論	1
	統合バイオ科学技術特別研究	16
	統合バイオ科学技術特別演習	4
	研究倫理	1
	バイオ産業特論	2
	バイオベンチャー経営論	1
	バイオ知的財産権基礎	1
	アドバンスト英語	1
	インターンシップ実習	1

研究科委員会が教育上必要であると認めるときは、別表に掲げる授業科目のほか特別に授業科目を設けることができる。

2 博士課程後期課程

専攻	科目名	単位
バイオサイエンス専攻	バイオ科学技術特別研究（演習含む）	10